

まだ公開されたと言うには程遠い日韓会談文書

2012.10.23 文責 李洋秀(イー・ヤンス)

1, 「文献資料」すら非開示では、外務省の領土主張と矛盾するのでは?

(第2次訴訟で無視された文書番号 137 の問題)

外務省は自らのホームページ上に、『竹島問題を理解するための10のポイント』という題名で「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土です。」と主張しています。

それなら堂々と証拠資料を提出して、事実関係を証明するべきと思われませんが、2次訴訟で争点になった文書番号 137『竹島問題に関する文献資料』(3次公開ファイル番号 2430)は、依然完全に非公開で、何頁あるのかも、どこの誰が、どこで何を、どのように記載したのか、一切闇の中です。

題目に「文献資料」とある以上、外務省や政府内部で検討した秘密資料でもなさそうで、一般に出廻っている諸文献類を集めたものと推測するしかないのですが、完全非公開なので「一般に出廻っている」のかどうか、その端緒すら探す方法がありません。したがってこのような隠匿は逆に、日本政府に余程不利な内容が含まれているのでは、つまり日本政府にとって「竹島が固有の領土」ではないことを証明する決定的な証拠でも含まれているのでは?と疑心暗鬼にならざるを得ません。

そうでなければ、このような疑義を日韓の市民、国民たちに抱かせることのないように、堂々と公開するべきですと考えますが如何でしょう?

2, 「非公開」文書のリストにも含まれていない、重要文書の隠蔽

国立公文書館には次の日韓会談に関する資料が保管されています。その内の(第3分冊)だけが「部分公開」で、他はすべて「非公開」です。(第3分冊)も2000年に「部分公開」されたとありますが、重要な統計や数字はすべて墨塗りで、資料的価値は大分低くなっています。また筆者が2年前にこの公文書館所蔵の文書を検索した時は、この(第3分冊)も「非公開」になっていました。2000年に「部分公開」してから、検索が可能になるまでに10年必要だったとでも説明するのでしょうか?この管轄は飽くまで公文書館であり、外務省の責任ではありません。しかしこのような役所仕事の粗雑さは、1次訴訟の判決で「必要な対応措置を執ることを怠ってきた結果であるというほかなく」「情報の公開に関する法律9条各行の決定をしないことが違法である」と叱責された内容がそのまま当てはまるものではないでしょうか?

経済協力・韓国25・日韓請求権問題参考資料日韓請求権問題の概要(第1分冊)
行政文書 *大蔵省 連合国財産・戦後賠償・在外財産等関係
[請求番号] 分館-05-053-00・平12大蔵 03368100 [作成部局] 国際金融局

[年月日] 昭和 38 年 06 月 - 昭和 38 年 06 月

経済協力・韓国 26・日韓請求権問題参考資料(第2分冊)

行政文書 *大蔵省 連合国財産・戦後賠償・在外財産等関係

[請求番号] 分館-05-053-00・平12大蔵 03369100 [作成部局] 国際金融局

[年月日] 昭和 38 年 06 月 - 昭和 38 年 06 月

経済協力・韓国 27・日韓請求権問題参考資料(第3分冊)

[請求番号] 分館-05-053-00・平12大蔵 03371100 [件名番号] 001 [作成部局] 国際金融局

[年月日] 昭和 38 年 06 月

経済協力・韓国 28・日韓請求権問題参考資料(第4分冊)

行政文書 *大蔵省 連合国財産・戦後賠償・在外財産等関係

[請求番号] 分館-05-053-00・平12大蔵 03372100 [作成部局] 国際金融局 [年月日]

昭和 38 年 06 月 - 昭和 38 年 06 月

私たちは今後これらの重要文書の公開を国立公文書館に求める予定です。上の公文書館保管の文書は、**外務省が6次にわたり開示した1916のファイル、5万2696頁の文書のリストに含まれていません。この文書は日韓会談の中で決定的とも言えるほど重要なのに、このような大事な文書の存在すら秘匿しておいて、外務省は「情報公開した」と言えるのでしょうか？ 如何でしょう？**

因みにこの内、『**第2分冊**』は神田の古書店に**流失**していて、研究者たちの間では既に随分前から共有されており、研究や発表に充分活用されています。この中に、**墨塗り**で隠された部分がないことは言うまでもありません。

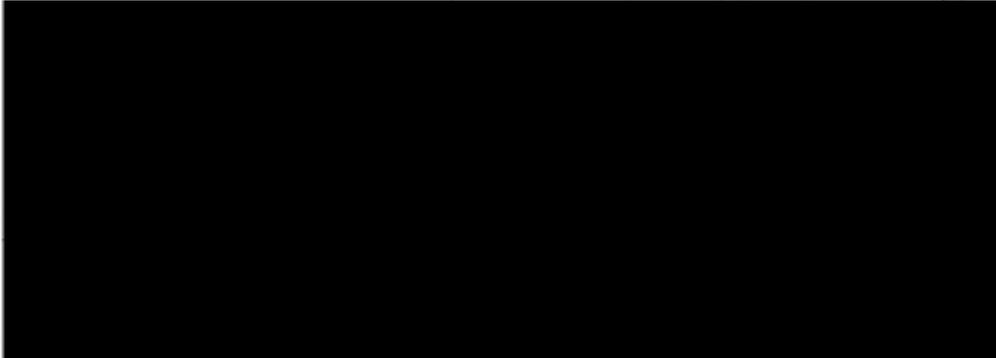
3, 不開示が「適法」と判決を出しても、他で露出中ではどこが「適法」?

上の1963年6月大蔵省理財局作成の(第3分冊)と関連します。今回の判決で「不開示理由1」(北朝鮮との交渉上不利になるおそれ)に分類された「通し番号1-46(文書番号1297)文書は判決文の別紙3に「三ヶ所の英文部分とその日本語訳と同一の部分を除き、それ以外の不開示部分はすべて不開示が適法の部分」とあります。そもそも日付もなく、正確な題目も書いてなくただ目録に「**焼却日銀券**」とだけあり、中味はすべて墨塗りのこの文書を、公式な文書等と呼べるのでしょうか?ただ2頁に「一、終戦前の朝鮮の通貨」、3頁に「二、米軍占領後の朝鮮の通貨」というタイトルだけあります。このまったく同じタイトルの文書が上の(第3分冊)に含まれていて、こちらは墨塗りされていません。まず墨塗りの一部を複写しますが、墨塗り部分は当然真っ黒で何も解りませんから、添付するのはその一部だけにしておきます。この墨塗り部分の印刷だけでも、どれだけ無駄な費用をこちらが払っていることか、こんな料金も外務省に請求したくなります。なぜ外務省が公開したものを私たち市民団体の費用で、こちらのホームページに掲載しなければならないのでしょうか?また公開したリストに日付を入れて私たちが作らなければいけないのでしょうか?控訴審ではこういうことも訴えたいと思います。

「通し番号 1-46(文書番号 1297)」 2 頁

焼却日銀券について

一 終戦前における朝鮮の通貨



同文書 3 頁、墨塗りの全ページをすべて複写することは無駄なので省略



二 米軍占領後の朝鮮の通貨



(参考資料)

1. 終戦前における朝鮮の通貨

終戦前における朝鮮の通貨は、朝鮮銀行券、日本銀行券、補助貨、小額紙幣であつた。

(1) 朝鮮銀行券

朝鮮銀行券は、明治44年3月29日法48号「朝鮮銀行法」と昭和16年3月3日法15号「朝鮮銀行法及台湾銀行法ノ臨時特例ニ関スル法律」の規定にもとづいて発行されその流通地域は朝鮮及び関東州であつた。(日本内地には流通が認められなかつた。)

(2) 日本銀行券

朝鮮は日本の領土であつたから、日銀券が強制通用力をもつていたことは当然のことである。

(3) 補助貨・小額紙幣

(イ) 大正7.4.1勅令60号「貨幣法ヲ朝鮮ニ施行スルノ件」

(貨幣法、明治30.3.29.法16号)

(ロ) 大正6.10.30勅令202号「小額紙幣発行ニ関スル件」

(50銭、20銭、10銭の小額紙幣。20銭、10銭の小額紙幣は損傷紙幣引換のためにする場合を除くのほか、

大正10年4月1日以後これを発行せず(大正9.7.27法6号)

- 55 -

(ハ) 昭和13.6.1勅令387号「臨時通貨法ヲ朝鮮、台湾及樺

太ニ施行スルノ件」(臨時通貨法、昭和13.6.1法86号

(10銭、5銭、1銭の臨時補助貨幣のほか50銭の小額紙幣を發行))

2 日銀券に関する在鮮米軍の措置

(1) 米軍占領後の朝鮮の通貨

1945年9月7日付太平洋米国防軍総司令部布告第3号(通貨=国スル件)は、南鮮においてA印補助軍票円紙幣を法貨と定めるとともに、朝鮮銀行券はA印補助軍票と等価で交換することができるが、日銀券、台銀券は交換できないこと等を規定した。これにより(A印補助軍票及び)朝鮮銀行券以外の通貨の流通は、太平洋米国防軍総司令官の許可なくしては通用を禁止されることとなつた。

(注) A印補助軍票円紙幣は南鮮における法貨と定められたが、9月17日米軍政府は「米軍票は発行せず。混乱防止のため日本補助貨50銭、10銭、5銭を有効とする」と発表した。

(2) 日銀券に関する措置

- 56 -

(イ) 1946年2月21日付法令第57号をもつて、日銀券を3月7日までに預入することを命じ、以後通用を禁じた(3月7日付法令第59号により、預入期間を3月16日まで延長。)

(ロ) 2月25日付銀行指令第5号により、金融機関は日銀券を朝鮮銀行券と交換することはできず、また日銀券を後日引出す目的では預金として入金できないこととされた。日銀券所持者に対しては、その請求により、保管された日銀券に対し保管領収証を発行した。

(ハ) 2月23日付銀行指令第8号により、金融機関に対し1円券以上の日銀券預入受理を命じ、指示あるまで保管することを命じた。(それ以下の補助紙幣は従前通り通用する。)

(ニ) 3月21日付銀行指令第10号により、各金融機関は46年4月2日から16日までに日銀券を本店に移送することを命ぜられた。

今回の題目が「通し番号 1-46(文書番号 1297)」と完全に一致するかどうかは不明ですが、墨塗りされた頁の量と完全に同じ題目、そして当時外務省と大蔵省でやり取りした同一情報であることから、今回の判決骨子 3 頁にある「 当時の官公庁において一般国民に公開されることも予定して一般に入手可能なもの等に記録されているもの」に正しく合致するものであり、「外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとみとめられる」ものです。

4 頁以降の「三、日銀券の焼却状況」や「四、焼却日銀券の内容」等の墨塗り内容の部分も、英文とその日本語訳が公開されればすべて明らかになるのではなく、既に韓国側文書 749 の 75、69～73、79 頁に詳細が全て記載されているから、判決骨子 3 頁の「 韓国側開示文書として開示されているものと推認され」ますが、ここではその複写は省略します。しかし日本側文書を開示する時、うっかり墨塗りするのを忘れて他で露出しているのですから、空いた口が塞がりません。

日本側文書番号 1736,31 頁

(2) 日本米直貨		
<u>韓国側主張額</u> 1,525,493,702 円,13 文		
(内 3 文)	日本銀行券 1,491,616,748 円	(日銀行負立会焼却分)
	6,442,831	(現物保有分)
	日本紙幣 23,800,042.90	(日銀行負立会焼却分)
	1,781,538.50	(朝鮮動乱中焼却分)
	日本軍票 216,183.36	(日銀行負立会焼却分)
	日本銀行小複紙幣 218,301.65	(朝鮮動乱中焼却分)
	中国儲蓄銀行券 1,418,056.72	(日銀行負立会焼却分)

外務省が控訴を決定した以上、これらの明らかなミスの部分の開示することになり、今後も隠し通せると判断した部分だけを対象にその適法性を争うことになるのでしよう。したがってこの部分に関しては勝てるかも知れませんが、あれだけ多くの不開示部分を適法とした 1 審判決を受けて、控訴審で全部の文書が公開される可能性はなさそうです。

でもここまで水準の低いレベルでここは「開示せよ」とか、「この部分の不開示は適法だ」等と法廷で争うのではなく、外務省や公文書館が情報公開法(「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」)の精神に則って、すべての外交文書を「国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」ために公開するべきです。

これが真なる日韓友好のために礎になり、日本の国益、進んでは東アジアの世界の平和に貢献する、日本が初めて民主国家として世界から認められ尊敬を受ける道であると信じます。

4. 同一文書なのに、何の一貫性もなくバラバラの墨塗りされた部分

今回の判決では、「不開示理由 1」として「対象文書に記録されている情報が、本件各文書の開示部分に記録されている情報と同一の内容のもの又は同一と評価されるもの、日韓会談において両国間で授受された文書(韓国側開示文書として開示されているものと推認される。)に記載されているもの」に対する不開示は、「外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる」ので「取消部分の開示決定をせよ。」と命じました。

具体的に一部「開示決定」が命じられた「通し番号 1-15(文書番号 525)の、1-65(文書番号 479)、1-96 の (文書番号 693)」の文書はすべて完全に同一なもので、1961年 3月 22日に開催された第 5次韓日会談第 7次一般請求権小委員会で議題に上った「AIDE MEMOIRE on talking of the 28th May, 1953(日本語文)」ですが、韓国側から日本側に手渡されたもので、上の「不開示理由 1 の と 」にピッタリ当てはまります。そして今回の判決の対象になっていない文書番号 1518 の 17~19 頁と文書番号 1594 の 15~17 頁も完全同一なものです。

この現物は韓国側文書 718 の 211~216 頁にあるので、該当部分を下に記します。
「(前略)

2. 朝鮮漁業組合連合会中央会在日資産等返還方法に関する日本側意見照会の件
3. 諸未収金項目別概算金額提示並びに日本側資料と照合依頼の件

A の部

朝鮮電業株式会社 注文品代金前渡金	6,187,067 円
京城電気株式会社 "	2,207,088 円
南朝電気株式会社 "	801,016 円
西鮮合同電気株式会社 "	132,603 円
農地開発営団株式会社 "	282,806 円
馬事会種馬代金前渡金 "	841,745 円

B の部

在外日本軍部機関の供託金等	1,933,193 円
麻薬代金未収金(日本厚生省外)	12,985,725 円
交通部運賃乗券その他未収金	31,980,386 円
林産物供出代金未収金	5,965,627 円
朝鮮食糧営団未収金	53,955,432 円
水利組合連合会関係未収金	88,910 円
農地開発営団工事前渡金	255,542 円

C の部

韓国人加入者に対する日本十九生命保険 会社の生命保険責任準備金	400,000,000 円
------------------------------------	---------------

同未経過保険料概算	50,000,000 円
13 損害保険会社の未払保険金	7,305,468 ・ 33 円
同 13 会社に対する朝鮮火災海上保険 会社の再保険回収金	10,030,690 ・ 83 円
日本側在韓支店銀行の預金並びに 為替組戻しその他雑費代払金	227,638,722 ・ 25 円
日本内銀行に対する個人預金	6,236,638 ・ 76 円
日本内銀行の発行せる送金 為替にして受け取らざる分	796,859 ・ 67 円

D の部

郵便為替貯金韓国側受け取り勘定	1,475,967,080 円
貸借決裁基準の日後における 韓国側受け取り勘定	173,846,433 円
簡易生命保険関係受取金	391,352,964 円
藁工品代金未収金	3,563,321 円
放送局注文品代金前渡金	115,604 円
専売局関係未収金	5,140,174 円

以上 ABCD 各部の内容明細については韓国代表部韓奎永書記官經由にて随時ご
紹介被下度

D の部(保留事項)

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

1. 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金(日本恩給局によれば約 5 億円)に関する件
2. 第 3 国所在の韓国人(法人をも含む)財産回収又は補償方法に関する件
- 3.a. 日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金 509,461,246 円
- b. 日本人に対する韓国内金融機関の滞り賃金 211,241,763 円
- c. 日本法人並びに日本人に対する仮払金 1,165,626 円
- d. 日本法人並びに日本人の未払税金 162,210,215 円
- e. 貿易補償金 117,617,200 円
- f. 貿易保留金 102,577,550 円
- g. 軍事行動に因る被害 232,398,883 円
- h. 強制撤去並びに疎開に因る被害 11,055,612,536 円
- i. 1945 年 8 月 9 日以後日本官吏
の越権行為に因る被害 231,585,225 円
- j. 強制供出に因る被害 1,848,880,437 円
- k. 公共団体の破壊並びに企業整備に因る被害 38,010,686 円

これらの項目や金額の内、今回の判決にもかかわらず、どの部分、どの数字が墨塗りで隠されたままなのか、列記します。また今回開示が命じられた文字も示します。このように韓国側文書や日本側の他の文書の中から「不開示部分」の内容が断定できるだけに、今回の判決内容「不開示理由 1 の と」と真っ向から矛盾します。これらの部分を隠す必要はまったくないし、公然と出ている以上隠されているとすら言えません。

ア、1-15(文書番号 525)の中から依然、不開示が妥当と維持された文字

「朝鮮電業株式会社、京城電気株式会社、南朝電気株式会社、西鮮合同電気株式会社、農地開発営団株式会社、馬事会種馬、朝鮮食糧営団、水利組合連合会、農地開発営団」

今回開示が命じられた文字「韓国人官吏に対する恩給等諸未払金(日本恩給局によれば約 5 億円)」

イ、1-65(文書番号 479)の中から依然、不開示が妥当と維持された文字

「朝鮮漁業組合連合会中央会、朝鮮電業株式会社 注文品代金前渡金 6,187,067 円、京城電気株式会社 〃 2,207,088 円、南朝電気株式会社 〃 801,016 円、西鮮合同電気株式会社 〃 132,603 円、農地開発営団株式会社 〃 282,806 円、馬事会種馬代金前渡金 〃 841,745 円、在外日本軍部機関の供託金等 1,933,193 円、麻薬代金未収金(日本厚生省外)12,985,725 円、交通部運賃乗券その他未収金 31,980,386 円、林産物供出代金未収金 5,965,627 円、朝鮮食糧営団未収金 53,955,432 円、水利組合連合会関係未収金 88,910 円、農地開発営団工事前渡金 255,542 円、韓国人加入者に対する日本十九生命保険会社の生命保険責任準備金 400,000,000 円、50,000,000 円、7,305,468・33 円、朝鮮火災海上保険会社、10,030,690・83 円、227,638,722・25 円、6,236,638・76 円、796,859・67 円、1,475,967,080 円、173,846,433 円、391,352,964 円、3,563,321 円、115,604 円、5,140,174 円、509,461,246 円、211,241,763 円、1,165,626 円、162,210,215 円、17,617,200 円、102,577,550 円、232,398,883 円、11,055,612,536 円、231,585,225 円、1,848,880,437 円、38,010,686 円」

今回開示が命じられた文字「(日本恩給局によれば約 5 億円)」

ウ、1-96 の (文書番号 693) の中から依然、不開示が妥当と維持された文字

「朝鮮電業株式会社、京城電気株式会社、南朝電気株式会社、西鮮合同電気株式会社、農地開発営団株式会社、馬事会種馬、朝鮮食糧営団、水利組合連合会、農地開発営団」

今回開示が命じられた文字「韓国人官吏に対する恩給等諸未払金(日本恩給局によれば約 5 億円)」

エ、文書番号 1518 の 17～19 頁、今回の判決で触れられず依然不開示が維持されている文字「朝鮮電業株式会社、京城電気株式会社、南朝電気株式会社、西鮮合同電気株式会社、農地開発営団株式会社、馬事会種馬、朝鮮食糧営団、水利組合

連合会、農地開発営団、韓国人官吏に対する恩給等諸未払金(日本恩給局によれば約 5 億円)」

オ、文書番号 1594 の 15～17 頁、今回の判決で触れられず依然不開示が維持されている文字「朝鮮電業株式会社、京城電気株式会社、南朝電気株式会社、西鮮合同電気株式会社、農地開発営団株式会社、馬事会種馬、朝鮮食糧営団、水利組合連合会、農地開発営団、韓国人官吏に対する恩給等諸未払金(日本恩給局によれば約 5 億円)」

5. 今回の判決でも評価できない杜撰な命令

国家を相手にした行政訴訟で勝訴など、まず期待できないようなこの国の司法制度の枠組みの中で、「外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認め」多くの部分の開示を命じた今回の判決に対して、弁護団も「画期的な判決」「歴史に残るもの」と高い評価を与えています。

こちらが国を相手に起こした訴訟なのに、訴訟費用の 5 分の 3 を国に負担させただけでも、1 次訴訟の 2 分の 1 と比べて、6 割ではなくそれ以上の成果を上げた誇らしい勝利と言えるかもしれません。時間の問題だけで勝った 1 次訴訟では、内容に関しては完全に敗訴でした。それと比べても、内容に踏み込んで勝ち取った勝訴判決は貴重でしょう。

しかしどの部分の開示が命じられ、どの部分は不開示にすることが正当とお墨付きを与えてしまった内容を吟味してみると、とても「勝った、勝った」と喜んでばかりはおられません。何の意味もない墨塗りを全て正当なものとし、裁判官自身もインカメラの必要性を否定してしまった劣悪な 2 次訴訟の判決よりはマシただけで、多くの不開示を認めてしまいました。完全非開示だった多くの文化財返還リストや請求権のファイル等開示されたので、当初はとても心強く、また嬉しくなって希望が持てたのですが、細かく精査し始めたら、**大事な部分は皆隠されていて落胆を禁じ得ませんでした。**

2 千 6 百頁を越す判決文は当然力作ですし、これを正當に評価するには、やはり同じ位の量の文章が必要です。ここではとてもそんなスペースがないので、簡略に一部だけ紹介しますが、「通し番号 1-46」(文書番号 1297)の 1946 年や 1947 年に韓国で償却した日銀券の情報等、すべて韓国側文書に含まれていますし、一部を開示したとは言え未だ多くを隠し続ける有り様では、**情報公開 30 年の原則から大きく外れ 65 年も経過**しています。

判決の杜撰さを示すひとつの例として、「通し番号 1-6」(文書番号 376)の 39 頁を示します。この 1962 年の「日韓関係想定問答(未定稿)」は、請求権問題で大事な数字や金額が含まれていますが、そういう大事な所は不開示がそのまま認められてしまいました。開示が妥当かどうか、15 箇所が争点になりましたが、開示が認められたのはたった 2 箇所でした。その内のひとつ、39 頁を複写します。

④ (備考) 1. 大蔵省案、外務省案の相違点について

(別紙参照)大蔵省案と外務省案の相違は、主として①軍人、軍属、被徴用者に対する見舞金(IVの(4)補償金)及び②恩給(IV(5))に関する査定額の違いによるものであり、その他大部分の項目については両省案の数字に殆ど差はない。両省案の相違点が生じた理由は次の通りである。

①



②



- 74 -

2. 外務省が総理に提出した資料(3.2.2.7「日韓請求権の今後の進め方について」)中の数字について



- 75 -

秘密指定解除
情報公開室

原文上の左側 74 頁だけが開示され、右側はすべて不開示と指定されました。その説明文には丁寧に、「右葉(75 頁)1 行目の 14 行(文字のこと)分並びに同葉下から 4 行分」と細かく書かれています。

右葉(75 頁)の「下から 4 行分」とでもどう考えても右葉(75 頁)1 行目は左側 74 頁の続きです。もしも左側 74 頁を開示するのなら、右葉 75 頁の 1 行目まで開示しないと辻褄が合いません。

まだインカメラが導入されていない(今回の判決文に「裁判所の審理の制約=もとの情報と一部開示部分の内容とを直接比較対照することができない」とある)ので、裁判官たちはこの内容を見ることもなく、このような決定をしたことが判ります。文書の量が余りに多いという事情を考慮しても、「余りにいい加減な作業ではないか」と言わざるを得ません。

勿論、この部分は外務省には直接的な責任はなく裁判所の杜撰さが問題なのですが、外

務省側が始めからこんな無駄な墨塗りさえしなければ、問題は起きなかったのです。

これは外務省と裁判所が合作した共同責任と言えます。

早く情報公開法の精神に則り、一刻も早くすべての文書を開示することが肝要です。

6. 現存する筈の「会議録」を後日書かれたメモと差し替える隠匿工作

1964年1月27日から1965年6月15日まで開かれた「第7次会談全面会談在日韓国人法的地位小委員会」の内、第20～23回の会合(日本側文書番号101、3次公開ファイル番号2348)と33回～40回会合(文書番号105、3次公開ファイル番号同上)は会議録そのものではなく、その5年後の1970年5月(日付は不詳)に書かれた鶴田という事務官のメモに差し替えられています。一体、この隠された会合では、どんなやり取りがあったのでしょうか?例えば6月11日の第39回会合について、鶴田メモにはこれしかありません。(文書番号105、14頁)

「6月11日 在日韓国人の法的地位小委員会 第39回会合

前回日本側より提示した退去強制の経過措置に関する説明資料に関して討議が集中され、その妥協案の促成について努力が傾注された。」

ところがまったく同じ会議に対する韓国側の文書(韓国側文書番号1458、189～190頁)を見ると、こんな内容が記載されています。

「第7次全面会談 法的地位小委員会第39次会議録 1965.6.11.10:30 – 11:30

(前略)八木正男入管局長：韓国人と中国人に対しては、強制退去に対する引き受け余否

に対して、われわれは信じられないので引き受け義務の規定が必要だ。

李炯鎬(イ・ギョンホ)代表：韓国人と中国人は野蛮な未開人だと言うのか?

中村入管局次長：戦後入国者で強制送還される者を韓国政府が引き受けているというが、

これは Over - stay した者と密入国した者だけだ。

李代表：(中略)これは韓国政府を不信するところからつながるもので絶対受け入れられな

い。一般外国人には必要のないこんな規定を、本協定におくのは韓国人を侮辱するもので、私はこのような侮辱的な規定を受けてまで、会談代表として留まれない。これ以上討議する必要もないから、今日の会議は止めよう。

八木：それなら日本側が 6.4 に提出した、説明資料文書自体を撤回する。

李代表：それは難しい。良くない部分を是正すれば良いのであって、全体を撤回する必要はない。

八木：それなら進展もないので、本委員会は 6.20 まで止めよう。」

と、かなり緊迫した様子が克明に描写されています。

日本側は別個に存在する筈の会議録と、この「鶴田メモ」なるものを差し替えているのですが、これは「会議録」ではありません。当時作成された本物の会議録は、一体どこに隠してあるのでしょうか？ 焼却処分してしまったか？ それともまだ、倉庫の中で眠っているのか？ これで「情報公開した」と外務省側は言い切れるのでしょうか？ 如何でしょう？

7、意味のない不開示で、逆に注目をあびる結果を招来させた墨塗り

10月11日東京地裁判決で不開示を命じられた唯一の「不開示理由8」(昭和天皇と韓国政府高官とのやりとりが記されているとして、公にする慣行のない個人情報であり、これを公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある、情報公開法5条1号、3号)による、文書「8-1」(日本側文書番号741、6次公開ファイル番号1136)の1~10頁(一頁不開示のため表示上では1頁)1965年3月26日の「李東元外務部長官が拝謁を賜った際の状況概要」と、文書「8-2」(日本側文書番号1128、6次公開ファイル番号1168)の133~135頁(一頁不開示のため表示上では133~134頁)は前田調査官の著書「日韓関係と私」という回顧録の内容です。これは市販の書籍李東元著、崔雲祥訳『韓日条約締結秘話- ある二人の外交官の運命的出会い』1997年12月30日PHP研究所発行の「第十章 皇居に残した昭和元年生れ(李東元長官自身のこと)の笑顔」の項122~123頁に詳しく書かれています。

前田の本には「その時の拝謁は予定時間をかなり伸びるほど和やかであった。」とあり、李東元の「予定を二十分も超過したのだが、それくらい屋台で聞くような私の話が楽しかったと

いう証拠だ。」という描写と一致します。俄然、一体何が話されたのか、また何故ここまで隠したがるのか、その内容に注目せざるを得ません。するとその内容は次のようなものでした。

第一部 韓日条約締結秘話

彼はまるで忘れていたことを急に思い出したように、慌てて話した。
「はい、ソウルは北漢山も漢江も、歴史の流れに関係なくそのままです。ただ北との戦争のせい
で、南に下りてきた人が多く人口が増え、家不足で、南山に箱部屋（鮮魚や果物などの容器の板を再利用してこ
部屋の意味）が少々できたのが変化といえれば変化です」
「箱部屋？ それは何です」
彼は横の通訳に尋ねる。
「バラック……、掘つ建て小屋のことですか」
前田の説明にうなづくその顔には陰がさした。それはいかんというふうだった。それでなくとも
もわびしい彼の姿が、一層物悲しく見えた。
瞬間私の胸の内に、その陰りを取り払ってやりたいという欲望が湧いてきた。
「陛下、箱部屋は昼間はたしかに見すばらしいですが、月夜の晩にはロマンチックそのものです
よ」
「どうしてそれがロマンチックなのですか」
「はい。箱部屋というのは屋根だけ自分のもので、壁は共同所有だからです。つまり、壁が隣とく
つついているので、隣の家のなまめかしい囁き声までよく聞こえるのですから……」
「あつ、そうですか。ハハハ……」
私が話し終わらぬうちに彼は笑い出す。
それと同時に、宮内庁長官の手は時間が来たということを知らせる。が、興にのつた裕仁はそん
なことに構わない。
「いいですから、気にしないで話を続けてください、李長官」
こうなると、出すぎたマネをした宮内庁長官がバツが悪くなるしかないふうだった。
「今日のことは本当にありがとうございます……」
こうして私は約四十分も裕仁と世間話に打ち興じた。予定を二十分も超過したのだが、それくら
い屋台で聞くような私の話が楽しかったという証拠だ。
本当にそんな庶民的な話を、だれが裕仁にしてあげられるのか。恐らく、このたぐいの話を聞いた
たのは初めてではなからうか。
そのせいか、彼の顔にはずっと笑いが漂っていた。が、私は彼のわびしさを取り払ったことに自
分なりに満足し、話を終え立ち上がった。
裕仁はまだ物足りなさそうに、ドアまで私を送ってくれた。
「陛下、ご健康そうで何よりでございます。何卒、お元氣でお過ごしください」
いつしか握った手に心残りがこもり、その顔を再び陰りが戻っていた。私はその陰りが嫌で、彼
の耳に口を当て最後の冗談を言った。
「陛下、まだまだ達者でいらっしやるのでしよう」

(124頁) 『もちろんです。もちろん……』

彼は子供のように嬉しく笑い、陰りを消した。私は最後にその顔に輝きに戻ったのを見て嬉
しかった。……(後略)」と続きます。

この部分は今回開示命令が出たので、近いうちにその中身が証明されるでしょう。しかし外
務省は「開示命令が出たものの3分の1に対しては、控訴して闘う」と表明しているので、この
部分は引き続き不開示になる可能性もあります。

しかしこの誰が見ても、余りの馬鹿馬鹿しさに争う気力すら失せてしまいそうです。こんな
もののどこが国家機密なのでしょうか？ それとも天皇陛下に猥談を持ち出した行為が国辱もの

なのでしょうか?判決を見て逆に関心を起こしたマスコミから複数、この部分に内容に対して問い合わせが来ましたが、上の内容を教えると皆一様に、「レベルが低すぎて記事に等できない」と呆れ返ります。

こんなことのために私たちは裁判を起して闘っているかと思うと、出るのは失笑と溜め息だけです。